

こんなときに補償されます！

1 個人賠償責任保険金

- 国内外で生徒本人やご家族*1が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)
- *1 被保険者(お子さま)本人の親権者、被保険者(お子さま)本人の親権者の同居の親族・別居の未婚の子も含みます。
- *2 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
- * インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
- * 自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害保険金

- 生徒本人が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした結果、死亡または後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。



3 入院・手術保険金/通院保険金(ケガ)

入院・手術保険金

- ケガで入院*1されたり手術*2を受けられた場合に、保険金をお支払いします。
- *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院保険金

- ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。
- * 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



4 育英費用保険金

- 国内外であらかじめ指定した扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に保険金(一時金)を全額一度にお支払いします。
- 加入手続き画面の「被保険者の扶養者」欄に記名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガによる扶養不能状態も補償対象となります。(天災危険補償特約付帯)



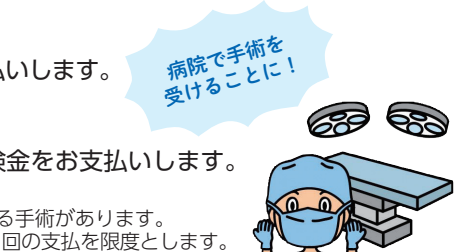
5 入院療養一時金／入院・手術医療保険金(病気)

入院療養一時金

- 病気で60日以上入院が必要であると診断された場合に保険金(一時金)をお支払いします。

入院・手術医療保険金

- 病気で2日以上入院*1されたり手術*2や放射線治療*3を受けられた場合に、保険金をお支払いします。
- *1 1回の入院について60日を限度とします。
- *2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- *3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。



6 携行品

- 国内外において、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

* 自転車、ゴルフ・カート、サーフボード、携帯電話、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は、補償の対象となりません。



さらに安心

全ての加入タイプに付帯しています！

天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約	熱中症になった場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
細菌性食中毒等補償特約	摂取したもので発生した細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。ノロウイルスも対象になります。
特定感染症危険補償特約	特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。(Sタイプは後遺障害のみ補償) *1 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。(2021年12月現在) *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。

* 「被害事故補償特約」および「救援者費用等」の補償内容については、Web上で補償の概要をご覧ください。

加入タイプと掛金 5タイプ

※割引適用後の保険料です。

加入タイプと補償項目	Wタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Sタイプ
賠償	全ての加入タイプに「国内：無制限、国外：1億円」を付帯しています！				
死亡・後遺障害	165万円	154万円	124万円	66万円	54万円
入院保険金(日額)(*1)	2,445円	2,150円	1,400円	800円	—
手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)				
ケガ	1,100円	1,100円	700円	500円	—
通院保険金(日額)	1,100円	1,100円	700円	500円	—
熱中症危険補償特約 細菌性食中毒等補償特約 天災危険補償特約 特定感染症危険補償特約	新型コロナウイルス感染症にも対応 全ての加入タイプに付帯しています！				
被害事故補償	3,000万円	—	—	—	—
入院療養一時金	20万円	—	—	—	—
入院医療保険金(日額)	2,300円	—	—	—	—
手術医療保険金(*2)	入院医療保険金日額の10倍または5倍	—	—	—	—
費用	120万円	114万円	88万円	20万円	—
育英費用(天災危険補償特約セット)	120万円	114万円	88万円	20万円	—
その他	10万円	10万円	10万円	10万円	—
携行品(自己負担額5千円)	10万円	10万円	10万円	10万円	—
救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	—

年間掛金(*3) (保険料+制度維持費)	10,960円	8,490円	6,600円	4,730円	2,320円
-------------------------	---------	--------	--------	--------	--------

保険期間(1年ごと自動更新)	2022年4月1日(午後4時)より2023年4月1日(午後4時)まで1年間
----------------	---------------------------------------

- (*1) 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 - (*2) 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
 - (*3) 年間掛金には制度維持費300円が含まれております。
- 本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない生徒等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職業級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)[自動車運転者][建設作業者][農林業作業者][漁業作業者][採鉱・採石作業者][木・竹・草・つる製品製造作業者](以上6職種)

自動更新方式について

一度お申込みをいただくと、原則自動的に毎年自動更新*させていただきます。ご契約内容に変更がある場合のみ、お手続きが必要となります。また、卒業予定年度(満18歳の前提となります。)に、自動更新を停止させていただきますので、卒業予定年度が変更となる等の場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

* 現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等と同様の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

翌年度更新時の取扱い

2023年3月に満期のご案内をいたします。今年度と同じ補償プランであっても、商品改定等により保険料や補償額が変わることがありますので、来年度以降のご案内をよくご確認ください。